

久米南町地域商品券取扱店募集のお知らせ



物価高騰により影響を受けている町内の事業者と各家庭への支援、及び地域経済を活性化させることを目的として、久米南町地域商品券を発行します。

つきましては、商品券を使用できる取扱店を下記のとおり募集します。取扱いをご希望の事業者は、「久米南町地域商品券特定事業者登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、久米南町産業振興課へ直接お申し込みください。

参加資格	町内に事業所、店舗等を有し、町内の店舗に限り商品券の利用を可能とすることができる事業者
申請について	当初登録：令和7年5月1日（木）から令和7年6月10日（火）まで 随時登録：令和7年6月11日（水）から令和7年12月19日（金）まで 申 込 先： 久米南町役場 産業振興課 （久米南町下弓削 502-1） sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp Fax：086-728-4414
商品券の概要	【配付対象者】 ① 基準日（令和7年5月1日）に、住民登録がある方 ② 令和7年5月2日から令和7年12月31日までに生まれたお子さん 【配付期間】 令和7年7月中旬から順次発送予定 【使用期間】 到着の日（7月中旬頃）から令和8年1月31日（土）まで 【利用対象とならないもの】 ① 出資や金融商品の購入（有価証券等） ② 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、官製はがき、プリペイドカードなど換金性の高い商品 ③ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ④ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い

※取扱のできる事業者の一覧を商品券配付時に同封し、町ホームページ等に掲載します。

（内容は随時更新予定）

※詳しくは、久米南町ホームページまたは、久米南町地域商品券特定事業者募集要項をご確認の上、お申し込みください。

【お問い合わせ】 久米南町役場 産業振興課
電話：086-728-4412